

「ごみ」と「資源」の分別と出し方



坂祝ごみ分別アプリ
スマートフォンでごみの
収集日や分別方法を調べ
ることができるよ。

もえるごみ

可燃物 収集所

収集日 ◎週2回 / 月・金曜日(4・5・11・12・1・2・3月)
◎週3回 / 月・水・金曜日(6・7・8・9・10月)
◎祝祭日でも収集します(年末年始は除く)

ごみ出し時間
収集日の
午前8時
まで

指定袋制 「もえるごみ収集袋」に入れ、氏名等を記入のうえ出してください。

- 生ごみ(十分に水切りをする)・紙くず
- ティッシュペーパー など
- 金属が含まれているものは「もえないごみ(金物類)」で出してください。
- もえるごみ収集袋に入らないものは、「粗大ごみ」で出してください。
- 木くず、枝葉、角材
- 直径3cm以下のもの …… もえるごみ
- 直径3cm~10cm未満のもの …… 粗大ごみ(1m程度に切って束ねる)
- 直径10cm以上のもの …… 町許可業者又は、木材リサイクル業者にご相談ください。

もえないごみ

不燃物 収集所

収集日 ◎収集は月1回です。
(収集日はカレンダー・広報でご確認ください。)

ごみ出し時間
収集日の
午前8時
まで

指定袋制 「もえないごみ収集袋」に入れ、氏名等を記入のうえ出してください。

金物類

- 鍋・フライパン・やかん
- 包丁※刃の部分はテープなどで包んでください。
- ガスコンロ・ストーブ・傘・ハンガー(金属製)
- ポリタンク・ヘルメット・プランター など
- 使用済小型家電で回収ボックスに入らないものは「もえないごみ」で出してください。
- スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベは使い切って出してください。

ガラス類

- 鏡・メガネ・レンズ・電球・ガラスの食器、コップ・ホットプレートのふた・化粧品のビン・薬のビン など
- 割れたもの等は新聞紙等に包んでください。
- 「もえないごみ収集袋」にペットボトルを入れて出すことはできません。

金物類とガラス類は、必ず別々の袋に分けて出してください。

使用済小型家電

※役場又は中央公民館の回収ボックスに入れてください

- 携帯電話・デジタルカメラ・USBメモリー・モバイルバッテリー など
- 回収ボックスの投入口(15cm×31cm)に入るものに限りです。
- 家電4品目は回収できません。
- 電池、電球等は取り外して出してください。

粗大ごみ

不燃物 収集所

収集日 ◎収集は月1回です。
(収集日はカレンダー・広報でご確認ください。)

ごみ出し時間
収集日の
午前8時
まで

指定シール制 「粗大ごみシール」を貼り、氏名等を記入のうえ出してください。

- 布団・机・イス・収納ケース・テレビ台 など

○収集できる粗大ごみは、150cm×80cm×60cm以下の大きさで、大人一人が持てる程度(約20kgまで)の物です。

○一品目につき1枚、粗大ごみシールを貼ってください。

※布団を重ねて縛り、最大サイズ以内に収めれば、シール1枚で出すことができます。

○規定の大きさを超える粗大ごみは町許可業者にご相談ください。

戸別収集するごみ

150cm×80cm×60cm
を超える粗大ごみ
随時許可業者へ
連絡してください。

別料金

許可業者
小森産業(株) TEL.54-1283
(株)橋本 TEL.63-1111

資源缶・ビン

不燃物 収集所

収集日 ◎収集は月1回です。(収集日はカレンダー・広報でご確認ください。)

ごみ出し時間
収集日の
午前8時
まで

指定袋制 「資源袋」に入れ、氏名等を記入のうえ出してください。

缶類

- 飲料用のアルミ缶、スチール缶
- お菓子や、粉ミルクの缶 など

ビン類

- 飲料用のビン・酒、ジュース、醤油のビン など

○汚れているものは、もえないごみ(金物類)として出してください。

「資源袋」にペットボトルを入れて出すことはできません。

○汚れているものは、もえないごみ(ガラス類)として出してください。

缶とビンは、必ず別々の袋に分けて出してください。

○生ごみ処理機器等の購入補助を行っています
家庭から出る生ごみの減量と堆肥化による有効利用を促進するため、生ごみ処理機器等の購入に対し、補助金を交付しています。申請には、領収書(購入した機器の種類やメーカー、型式などの記載があること)、補助金を振り込むための金融機関の口座がわかるものが必要です。
ただし、補助金制度は予算の範囲内において実施するものです。補助金は、購入金額の2分の1以内(100円未満切り捨て)。限度額は次のとおりです。
電気式生ごみ処理機: 20,000円 コンポスト容器: 3,000円
枝葉粉碎機: 20,000円 堆肥化容器: 3,000円

資源物収集日に出す資源物

町内各自治会 公民館・集会所

収集日 ◎原則毎月第3日曜日
(8月・10月・11月は、第3日曜日でないことがあります。)

収集時間
収集日の **午前8時~午前10時** まで

ペットボトル

- キャップ、ラベルを取り除き、中を空にして水でゆすいでください。
- 中の汚れが取れないものや、外にマジックで落書きしたものは、「もえるごみ」で出してください。

白色トレイ、白色発泡スチロール

- 汚れたものは、「もえるごみ」として出してください。
- ラベルやシールは、取って出してください。

水銀式体温計

- 割れたものは、袋に入れて出してください。
- デジタル式の場合は、使用済小型家電として出してください。

廃食用油

- ラード等の動物性油脂、機械用油、液状でない油は収集できません。

蛍光管(灯)※役場でも開庁日に収集しています。

- LED管(灯)は「もえないごみ(金物類)」で出してください。

飲料用紙パック容器

- よく水洗いし、切り開いて出してください。
- 内側が銀色のものは、「もえるごみ」で出してください。

乾電池、小型充電式電池

- ※役場でも開庁日に収集しています。

リサイクルステーション

旧町民プール 駐車場

収集日 ◎古紙・古着(毎日9:00~17:00)
◎その他リサイクル資源(毎週日曜日、水曜日9:00~15:00)

- 新聞・チラシ・段ボール・飲料用パック・雑誌・雑紙・古着・ペットボトル・キャップ・食品トレイ
- 空き缶・鍋ややかん等・飲料用ビン・食用油・乾電池・小型充電式電池・蛍光灯
- プラスチック資源(容器包装プラスチック、製品プラスチック)

陶磁器類

旧町民プール 駐車場

収集日 ◎収集は年2回です。
(収集日はカレンダーでご確認ください。)

収集時間
収集日の
午前8時~午前11時

※茶碗・皿などの陶磁器類、瓦・コンクリートで、手で持ち運びできる程度の少量のものに限りです。

- 陶器類: 茶碗、湯呑み、皿、きゅうす(竹の持ち手や茶こしは取ってください)など
- 土鍋、レンガ、植木鉢(土が付着しないようにしてください)
- 瓦・コンクリート(建物の解体によって生じた多量の場合は収集できません。)
- 事業活動により出たものは、収集できません。

資源集団回収

※各種団体が指定する場所に出してください

- 新聞・チラシ・雑誌・ダンボール
- 飲料用紙パック容器
- アルミ缶・古着

○資源集団回収に出しましょう!
回収した資源物の売却益や、回収実績に応じて交付される奨励金が、実施団体の活動資金になります。
※年間の回収予定日を広報4月号にて掲載しています。詳しい回収場所や時間は、回収実施団体からの回覧板等でご確認ください。

収集所に出せないごみ (町では収集しません)

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(家電4品目)

家電リサイクル法により、テレビ(ブラウン管、液晶・有機EL・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは、収集所に出せません。

家電4品目をごみとして出す場合は、下記の方法があります。なお、リサイクル料金、収集・運搬料金などの別料金が必要です。

- 過去に購入したか、買い替えをする小売業者に引き取ってもらう。
- 町許可業者に戸別収集してもらう。
- 指定引取場所へ直接持ち込む。

先に郵便局にてリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を受け取ります。受け取った家電リサイクル券と家電4品目を指定引取場所へ持ち込んでください。

指定引取場所
小森産業(株) TEL.54-1283
(株)橋本 TEL.63-1111

特定ごみ

処理が困難なごみのうち、下記のごみは特定ごみとして、町許可業者の戸別収集、町許可業者への直接持ち込みができます。なお、処理料金、収集・運搬料金などの別料金が必要です。

- 石綿含有物・FRP製品(スレート、浴槽など)
- 石類(石臼、つけもの石など)
- 珪藻土製品、石膏製品(七輪、石膏ボードなど)
- 飛散性の無い断熱材(グラスウールなど)
- 陶磁器・コンクリートとそれ以外が組み合わさった製品(物干し台、花瓶付き造花など)
- 家庭用耐火金庫、電気温水器、ボウリング球など

家電4品目、特定ごみ以外のごみ

- 粗大ごみで規定の大きさを超えるもの
- 引火性・爆発性のあるもの(プロパンガスボンベ、塗料、バッテリーなど)
- 農薬・医療廃棄物(容器入り薬品、除草剤、劇薬、消毒薬、注射針、感染症の疑いのある廃棄物など)
- 破碎処理できないもの(鉄骨材、浄化槽、ピアノ、土砂類、エンジン付き農機具、自動車などのタイヤ・ホイール、バイク、電動自転車、電動カート、マッサージチェアなど)
- モーター、消火器、ドラム缶など

家電4品目、特定ごみ以外のものをごみとして出す場合は、下記の方法があります。なお、処理料金、収集・運搬料金などの別料金が必要です。

- 過去に購入したか、買い替えをする小売業者に引き取ってもらう。
- メーカー、専門業者に引き取ってもらう。
- 町許可業者に処理を委託する。

事業活動によるごみ

飲食店、商店、会社等の事業活動によって出たごみは、家庭ごみへは出せません。町許可業者に処理を委託するか、直接ささゆりクリーンパークへ搬入してください。なお、処理料金、収集・運搬料金などの別料金が必要です。

許可業者
小森産業(株) TEL.54-1283
(株)橋本 TEL.63-1111

随時許可業者へご連絡してください。

○坂祝町一般廃棄物収集運搬許可業者
ごみの収集運搬を行うには、町の許可が必要であり、下記の業者は坂祝町からの許可を受けています。次のような場合は、町許可業者にご相談ください。
・不燃物収集所に出せない大きな物を処分したい。 ・処理が困難なごみを処分したい。
・家電4品目を処分したい。 ・引越しや大掃除などで出た大量のごみを処分したい。
◇小森産業(株) 美濃加茂市加茂野町橋1129 TEL.0574-54-1283
◇(株)橋本(ひまわりクリーンセンター八百津工場) 加茂郡八百津町野上455-1 TEL.0574-63-1111(本社)

お問い合わせ:産業環境課
☎66-2408(直通)